



住民税務課 住民生活課 からの お知らせ

本庁 住民チーム TEL 0994-22-3039
 税務チーム TEL 0994-22-3037
 支所 税務チーム TEL 0994-25-2511

■ 転入・転出時期における窓口開設時間の延長について

3月中旬から4月中旬にかけては、入学や転勤等の住民異動に伴い住民税務課住民チームの窓口が混雑します。窓口の混雑を緩和し、待ち時間を解消するため、窓口業務を下記のとおり時間延長します。詳しいお問い合わせにつきましては住民チームまでお問い合わせください。

【開設日時等】

- 開設日……………平成25年3月25日(月)～4月5日(金)
- 開設時間……………(平日)～19:15まで (土日曜)8:30～17:15まで
- 開設場所……………本庁のみ

【開設内容(窓口のみの業務となります。)]

- 住民異動(転入・転出・転居等)届
- 印鑑登録
- 証明交付(住民票・印鑑登録証明書・戸籍等)

【取扱いができない業務】

- 戸籍届出は、土・日曜及び夜間でも警備員室の預かりとなります。
 - 住民基本台帳ネット関連(住民票広域交付、住基カードの申請・発行、公的個人認証事務等)
- ※ 全国のシステムが稼働していないため、取り扱うことができません。

【留意事項】

- 住民異動の受付等の際は、本人確認を行いますので、**運転免許証や保険証等を持参してください。**
- 土・日曜及び夜間に提出した戸籍届出や他の市町村に照会・確認が必要な場合、また、申請・相談内容により後日関係窓口にお越しいただく場合があります。

■ バイクやトラクター・軽自動車等の廃車や変更届はお済ですか？ ～軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(又は使用者)に課税されます～

軽自動車など取得したり、転居した場合はその日から15日以内に、また軽自動車などを廃車・譲渡した場合は30日以内に、次のところへ申告して下さい。4月1日までに申告をされないと、平成25年度も現登録者の方に引き続き課税されますのでご注意ください。

車種によって手続き場所や必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。詳しいお問い合わせは、税務チームまでお問い合わせください。

車両の種類	手続きの場所等
<ul style="list-style-type: none"> ● 原動機付自転車(125cc以下のバイク) ● 小型特殊自動車(トラクターやフォークリフト等) ● ミニカー 	錦江町役場 (本庁住民税務課・支所住民生活課) <ul style="list-style-type: none"> ● 登録……車名・車台番号がわかるものと所有者の印鑑 ● 廃車……ナンバープレートと所有者の印鑑 ● 名義変更……新・旧所有者の印鑑と車名・車台番号がわかるもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 軽自動車(四輪) ● 軽自動車(二輪)(125cc超え250cc以下) ● 小型二輪(250cc超え) 	鹿児島県軽自動車協会 (住所) 鹿児島市谷山港2-4-42 (電話) TEL 099-261-4011 (代表) (受付時間) 8:30～12:00・13:00～15:30

自動車税は口座振替で!!

※各金融機関で軽自動車税を納める方(所有者)の手続きが必要です。